

2026年4月10日

お客さま各位

日本海信用金庫

Bank Pay 取引規定の改定のお知らせ

当金庫をいつもご愛顧いただき、ありがとうございます。

今般、以下の通り Bank Pay 取引規定を改定いたしますので、お知らせいたします。なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用させていただきますので、ご了承ください。

記

1. 改定する規定

Bank Pay 取引規定

2. 改定日

2026年4月15日（水）

3. 改定内容

別紙の新旧対照表のとおり。

※改定後の規定は、改定日以降に「預金規定集」に掲載します。

4. 改定理由

- ①ことら送金において、特定用途（寄付）に限り、個人から法人への特定用途送金が開始されるため
- ②Bank Pay において、貸金債権のスポット返済手段として Bank Pay の仕組みを活用する収納委託方式が開始されるため

以上

Bank Pay 取引規定の新旧対照表

新	旧
<p>第1章 Bank Pay 取引 1～3 (現行どおり) 4. (Bank Pay 取引契約等) (1)～(2) (現行どおり) (3) 前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。ただし、BP 加盟店と BP 加盟店銀行その他の者との間の取り決めにより、売買取引債務に係る債権の譲渡が行われない場合は、第1号の行為のみがあったものとみなします。</p> <p>① 当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</p> <p>② BP 加盟店銀行、BP 直接加盟店または BP 任意組合その他の機構所定の者 (以下、本条において「譲受人」と総称します。) に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る利用者の抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、当該売買取引債権の譲受人に代わって受領します。</p> <p>(4) 前項第2号の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関して BP 加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p> <p>(5)～(12) (現行どおり)</p> <p>第2章 Bank Pay ことら送金 13. (適用範囲) 本章の規定は、当金庫が提供する少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」(以下「BP ことら送金」といいます。) を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。なお、BP ことら送金のうち、「特定用途送金」については、第26条の定めが本章の他の定めに優先して適用されるものとします。</p> <p>14～25 (現行どおり) 26. (特定用途送金に関する留意事項) (1) 特定用途送金とは、BP ことら送金のうち、株式会社ことらが別途定める取引 (以下「対象取引」といいます。) に関して、特定用途送金の対象となる預貯金口座または資金移動業者のアカウント (以下「対象アカウント」といいます。) と登録預金口座との間で行う送金サービス (対象取引に係る送金が行われる場合において、当金庫が当該送金に係る資金を対象アカウントから利用者の指定するアカウントに入金する行為も本サービスに含まれるものとします) を指します。 (2) 寄付可能な用途または対象法人・団体の要件の詳細については、株式会社ことらのウェブページ (「ことら送金」利用者はこちら>使い方>ことら送金) を確認してください。</p> <p>27. (条文番号の変更) 28. (条文番号の変更)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2026年4月15日現在)</p>	<p>第1章 Bank Pay 取引 1～3 (現行どおり) 4. (Bank Pay 取引契約等) (1)～(2) (現行どおり) (3) 前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。</p> <p>① 当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</p> <p>② BP 加盟店銀行、BP 直接加盟店または BP 任意組合その他の機構所定の者 (以下、本条において「譲受人」と総称します。) に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る利用者の抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、当該売買取引債権の譲受人に代わって受領します。</p> <p>(4) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関して BP 加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p> <p>(5)～(12) (現行どおり)</p> <p>第2章 Bank Pay ことら送金 13. (適用範囲) 本章の規定は、当金庫が提供する個人間の少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」(以下「BP ことら送金」といいます。) を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。</p> <p>14～25 (現行どおり) (新設)</p> <p>26. 27.</p> <p style="text-align: right;">以上 (2025年2月3日現在) ※ 第2章の規定は2025年2月19日より適用。 以上</p>